

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年11月まで

ねんきん定期便を確認したところ、国民年金保険料の未納期間があることに気付いた。国民年金に加入してからは、欠かさず保険料を納付していたつもりであるが未納の記録となっている。納付していたのは間違いないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市町村に転居後国民年金の加入手続をし、厚生年金保険の資格喪失月までさかのぼって国民年金保険料の納付を行っている上、国民年金に加入後は、申立期間を除き保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間後厚生年金保険に加入した際、国民年金の被保険者資格の喪失手続きを行っている上、申立期間が5か月と短期間であることからすると、納付可能であった申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年10月まで

平成7年3月末日に夫が市町村役場を退職したが、その後、すぐに民間会社へ再就職し、健康保険、厚生年金保険及び失業保険に加入し、私は被扶養者になった。その時点で私はまだ60歳になっていなかったため、自宅へ送付されてきた納付書により、同年4月分から60歳になる同年10月分までの国民年金保険料を市町村役場で納付した。

その時、市町村役場職員に、翌年3月分まで払えば20年間納付したことになるので、その分の保険料を納付したいと申し出たが、年金額がほとんど変わらないと言われたので、4月分から10月分までの保険料を納付したものである。

納付した7か月間の保険料は第3号被保険者期間と重複していると思うので、納付済みの保険料を還付するのではなく、この期間が年金額に反映するように納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が市町村役場を退職した直後に、自宅へ送付されてきた納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人は、平成7年4月1日付けで共済組合等に係る第3号被保険者資格を喪失し、同日付けで厚生年金保険に係る第3号被保険者資格を取得しており、その処理日は、いずれも平成7年5月26日であることが確認できることから、申立人に対し、申立期間の保険料に係る納付書が送付されていたとは考え難い。

また、申立人は、平成7年4月から同年10月までの国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、60歳到達月に当たる同年*月の保険料は、60歳到達日以降に高齢任意加入の手続をしなければ納付できない上、申立人は、

申立期間の国民年金保険料を納付した時、夫の健康保険の被扶養者であるので国民健康保険には加入しなかったと供述しているなど、申立内容には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和33年10月から34年7月までの期間及び36年4月から37年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月から34年7月まで
② 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間①については、A市町村役場から国民年金に加入するよう通知が届いたので、加入手続に行き、その際に3か月分ほどの保険料を納付した。

申立期間②については、B市町村へ転居した後、妻がB市町村役場で勤務したことを契機に、B市町村で国民年金の加入手続をしてもらい、国民年金手帳の再交付を受け、夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料の納付記録が無いのは納得できず、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A市町村役場で国民年金の加入手続をしたと主張しているが、当該期間は、国民年金の適用事務開始(昭和35年10月1日)以前であることから、A市町村役場で国民年金の加入手続及び保険料納付をすることは、制度上不可能である。

2 申立期間②について、申立人が「妻がB市町村役場で手続をして入手した。」と主張する国民年金手帳は、昭和37年9月10日付けで発行されているが、当該手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、申立人に対し36年2月15日にB市町村で交付された当初の番号と同じ番号である。この再交付された年金手帳において、昭和36年度の検認記録欄には、検認印が押印されておらず、申立期間②について、B市町村が未納である旨を検認し、社会保険事務所(当時)へ進達したことを示す割り印が押されている。

また、申立人が転居したC市町村に保管されている申立人の被保険者名簿においても、申立期間②については、保険料を納付していなかったことが明確に記録されており、当該記録は、オンライン記録とも一致する。

さらに、申立人が申立期間において保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年6月まで

私は、昭和47年9月に会社を辞めたとき、家族に勧められA市町村役場で、国民年金への加入手続をした。

国民年金保険料の金額は忘れたが、自分で納付していたと思うので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年9月の退職後すぐにA市町村役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫が退職し厚生年金保険の被保険者でなくなった48年7月1日を資格取得日として、転居先であるB市町村において、48年8月3日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付できない期間である。

また、B市町村役場保管の被保険者名簿に、申立期間における保険料納付済みの記載は無く、申立期間において申立人の保険料が納付されていることを示す記録は見当たらない上、加入手続や保険料納付に関する申立人の記憶はあいまいである。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和35年10月から36年3月までの期間及び38年4月から43年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月から36年3月まで
② 昭和38年4月から43年1月まで

妻と生活を始めた昭和36年4月に、市町村役場から国民年金の加入勧奨と国民年金保険料の督促がきた。それ以降、毎月、同じ集金人に保険料を確実に納めてきたはずである。年金を受給する際に、これまでの記録を確認したところ、毎月納付していたはずである昭和36年度及び37年度の保険料が10年も後に納付した記録とされており、これに続く期間である38年4月から43年1月は未納と記録されていた。

また、国民年金に加入した際に、2か月分ずつさかのぼって保険料を納付した昭和35年10月から36年3月までについても、国民年金制度開始前であるという理由から記録に反映されていない。

これまで、何度も納付したことを訴えてきたが、記録の訂正は認められておらず、改めて記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和36年4月に国民年金の加入手続をし、そこから2か月分ずつさかのぼって保険料を納付したと主張しているが、当該期間は、国民年金保険料の徴収開始（昭和36年4月1日）前であることから、制度上、保険料を納付することが不可能な期間である。

また、申立人は、昭和36年4月に妻と一緒に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の妻の生年月日は、16年*月*日であり、20歳になる36年*月まで国民年金の加入資格を得ることはできない。

申立期間②について、申立人は、昭和36年4月から同じ集金人に保険料を毎月納付してきたと主張しているが、市町村役場保管の国民年金被保険者名簿及

び社会保険事務所(当時)保管の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)の記録において、36年4月から38年3月までの保険料を特例納付により45年6月16日に納付していることが確認できる上、43年2月及び同年3月分の保険料を44年10月に過年度納付し、さらに、昭和43年度分の保険料については、44年11月から45年4月にわたり分割で過年度納付していることが確認できる。

さらに、市町村役場は、「市町村が国民年金保険料の集金業務を個人に委託したのは昭和40年以降であり、申立人が記憶している集金人は、申立人が44年11月に転居した後の地区を担当していた。」と回答しており、これらは明らかに申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から40年3月までの期間及び42年12月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から40年3月まで
② 昭和42年12月から44年3月まで

夫と生活を始めた昭和36年4月に、市町村役場から国民年金の加入の勧奨と保険料の督促がきた。私の保険料については、12月からでよいと言われ、昭和36年12月分から夫が毎月、集金人に夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。納付の際に、集金人に押印してもらっていた年金手帳ぐらいの大きさの3枚か5枚綴りの帳面は、転居の際に紛失してしまったが、夫と共に36年12月から欠かさず納付していたはずであるので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に、夫と共に国民年金に加入し、国民年金保険料については12月分から納付し始めたと主張しているが、申立人は36年*月に満20歳となり国民年金の加入資格を得ることから、国民年金に加入できるのは、36年12月以降であり、36年4月に申立人が国民年金に加入することは制度上不可能である。

また、市町村役場は、「市町村が国民年金保険料の集金業務を個人に委託したのは昭和40年以降であり、申立人が記憶している集金人は、申立人が44年11月に転居した後の地区を担当していた。」と回答している。

さらに、申立人の国民年金保険料納付について、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を毎月一緒に納付してきたと主張しているが、市町村役場保管の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所（当時）保管の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の申立人の夫の記録において、昭和36年4月から38年3月までの保険料を特例納付により45年6月16日に納付していることが確認できる上、43年2月及び3月分の保険料を44年10月に過年度納付し、さらに昭和43年度分の保険

料については、44年11月から45年4月にわたり分割で過年度納付していることが確認できる。一方、申立人については、特例納付及び過年度納付の記録は確認できず、申立人夫婦と一緒に納付したことが確認できるのは、昭和44年4月分から9月分を納付した44年10月31日以降であることから、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から 50 年 3 月 31 日まで

私は、A事業所に申立期間勤務していた。A事業所は、B氏とC氏兄弟が各々別に経営していたと思うが、私はどちらに勤務していたかは記憶にない。

しかし、申立期間の厚生年金保険料を源泉徴収されていたと思うので調査の上年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち期間を特定できないものの、A事業所(事業主は、B氏であり、申立人が兄弟であるとしていたC氏とは同一人物である。)に勤務していたことは、申立人保管の給料支払明細書(昭和46年夏賞与分)から確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、平成17年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所の事業主は、「厚生年金保険の適用事業所となったのは、法人になってからであり、個人開業時代は加入していなかった。法人設立は、平成17年10月3日であるため、申立人の申立期間については、厚生年金保険の加入及び、保険料の控除もしていない。」と回答している。

さらに、申立期間の雇用保険の加入記録は確認できず、同僚等の供述も得られない上、申立人の保険料控除等に関する記憶もあいまいである。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月21日から同年11月1日まで

当時の船員手帳には、雇入日が昭和52年9月21日、雇止日が53年6月20日と記載されているが、国（厚生労働省）の記録では、申立期間が船員保険被保険者期間となっていないことがわかった。同船員手帳には2か月分の保険料18万6,480円を事業主に渡したことが記載されており、事業主（船舶所有者）は、私達乗組員が年金生活に入った時に年金額がいちばん多く受給できるように船に乗った時から保険料を高く納めてくれていたように記憶している。調査の上、申立期間の船員保険被保険者記録が抜けているのであれば記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳から、申立人が昭和52年9月21日にA事業所に雇入れられ、53年6月20日に雇止めされたことが確認できる。

しかしながら、上記船員手帳には、船員保険の被保険者資格の取得日及び喪失日に関する記載がされていない上、記載されている2か月分の保険料額（18万6,480円）と昭和52年11月の保険料額から算出した申立期間当時の2か月分の保険料額（2万3,450円）とが一致していないことから、申立人が申立期間において船員保険に加入していた事実を確認することができない。

また、オンライン記録から、当該事業所が船員保険の適用事業所となったのは昭和52年11月1日からであり、申立期間当時は適用事業所ではなく、同僚二人も申立人と同じく同年11月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所の元事業主は、「当時の資料を保管していないので、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除についてよく分からない。しかし、船員保険に加入していないのであれば、保険料を控除することはない。」と供述している。

加えて、当時の同僚二人は既に死亡しているため、勤務実態及び船員保険の適用状況に関する供述は得られない。

このほか、申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月11日から57年7月1日まで

申立期間については、A社B支店及びA社C支店において従業員として勤務していた。一緒に勤務していた夫には厚生年金保険の加入記録が有るのに、私に加入記録が無いのはおかしいので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する全従業員在籍確認リストから、申立人は、昭和53年4月11日から56年1月31日までの期間はA社B支店において、同年7月1日から57年6月30日までの期間はA社C支店において、それぞれ従業員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、申立人の職種である社員については、雇用保険をはじめ、すべての社会保険に加入させていないと回答している。

また、オンライン記録の事業所情報及びA社B支店及びA社C支店に勤務していた現在の夫のオンライン記録より、申立期間当時、A社B支店及びA社C支店の社会保険の適用事業所は、A社D事業部であり、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が見られない上、申立人の雇用保険被保険者記録においても、申立事業所での加入記録は確認できない。

さらに、申立期間当時、申立人の元夫が勤務していたE社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和51年7月1日から55年2月27日までの期間、元夫の被扶養者であったことが確認できる。

加えて、申立人が同じ従業員として記憶している同僚についても、A社D事業部における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 460 (事案 63 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から43年2月29日まで

申立期間について、脱退手当金を受給した記憶も脱退の手続をした記憶も無いので、厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する申立てを行ったが、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受け取った。

しかし、申立期間に勤務していたA事業所から脱退手当金についての説明も無く、脱退の手続をした記憶や脱退手当金を受給した記憶が無いのは確かなので、改めて記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の同僚に係る当該事業所の支部から本部総務担当への脱退手当金請求書が残っていることから、当時、申立ての事業所においては、脱退手当金の請求手続は事業主による代理請求でなされていたと考えられること、ii) 申立人と前後して当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している当時の同僚25人の中で脱退手当金支給の記録がある12人に照会したところ、二人が受給したと回答していること、iii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印があり、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこととして、既に当委員会は、申立人が脱退手当金を受給していないものと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成20年9月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出しておらず、当時は脱退手当金の制度を知らない上、事業所にも脱退手当金の代理請求を申し出たことはないと再度主張するのみである。これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 17 日から 39 年 8 月 12 日まで

私は、申立期間にA事業所に勤務していた。年金の記録照会をしたところ、当該期間が脱退手当金を受給した記録となっている。厚生年金保険は60歳になるまでもらえないと会社の人に聞いていたので、脱退手当金を受給するはずがない。

以上のとおり、脱退手当金は受給していないので厚生年金保険の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、資格喪失した約2か月後に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無い上、B社会保険事務所(当時)保管の厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、支給額並びに裁定年月日及び支給年月日が記載されており、申立人の脱退手当金支給に係るオンライン記録と一致することから、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人とほぼ同時期にA事業所を退職し、脱退手当金の受給記録のある同僚数人に照会したところ、全員が脱退手当金を受給した記憶があり、そのうち二人は、「退職時に事業所が従業員に代わり手続をしてくれた。」と供述している上、当該事業所の後継事業主に照会したところ、「当時の事業主及び事務担当者二人は既に亡くなっていて詳細は不明であるが、当時は退職時に、事務担当者から詳しく脱退手当金の説明を行い本人が納得の上で、事業所が従業員に代わって手続を行っていた。」と回答していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。